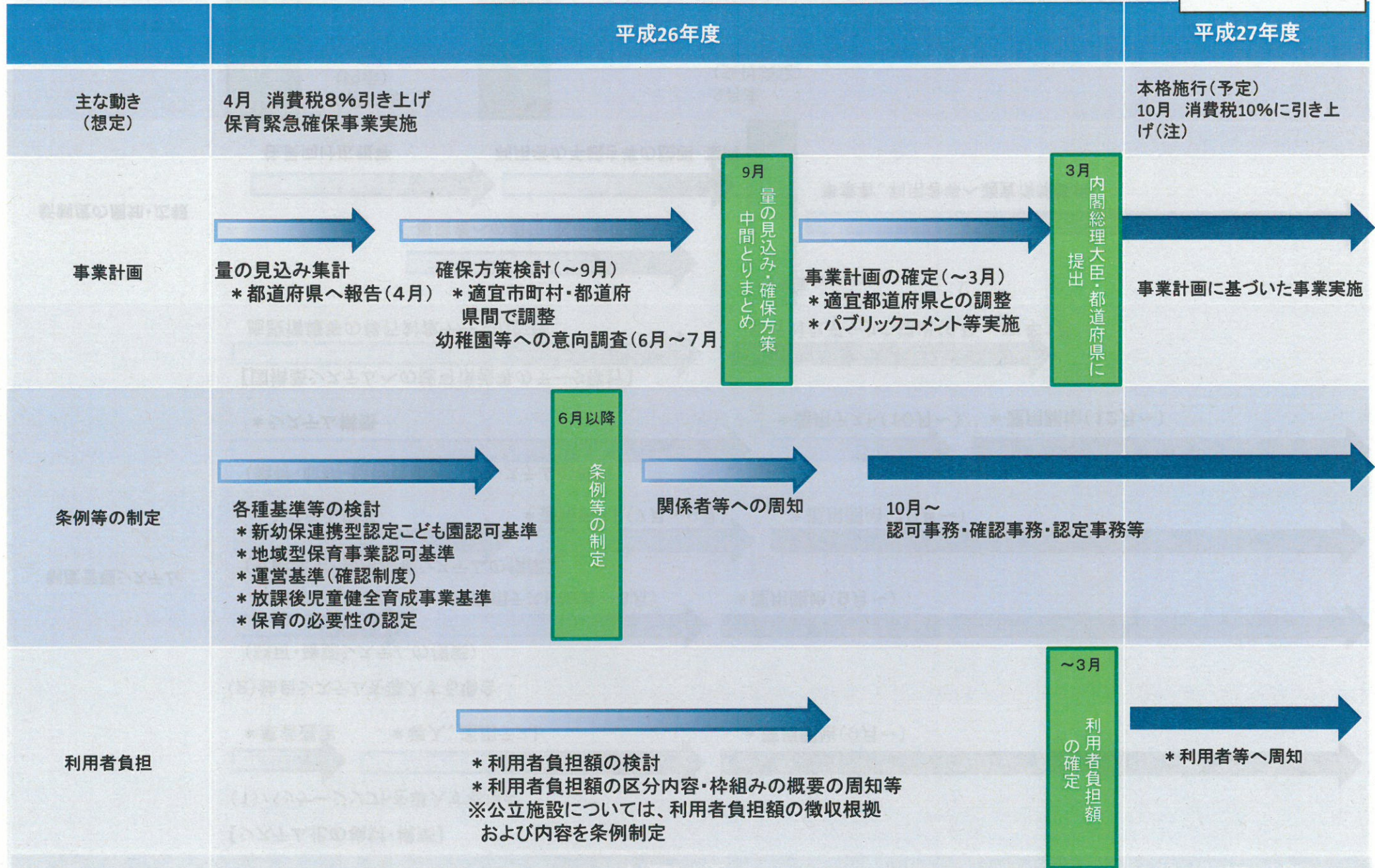


子ども・子育て支援新制度説明会資料

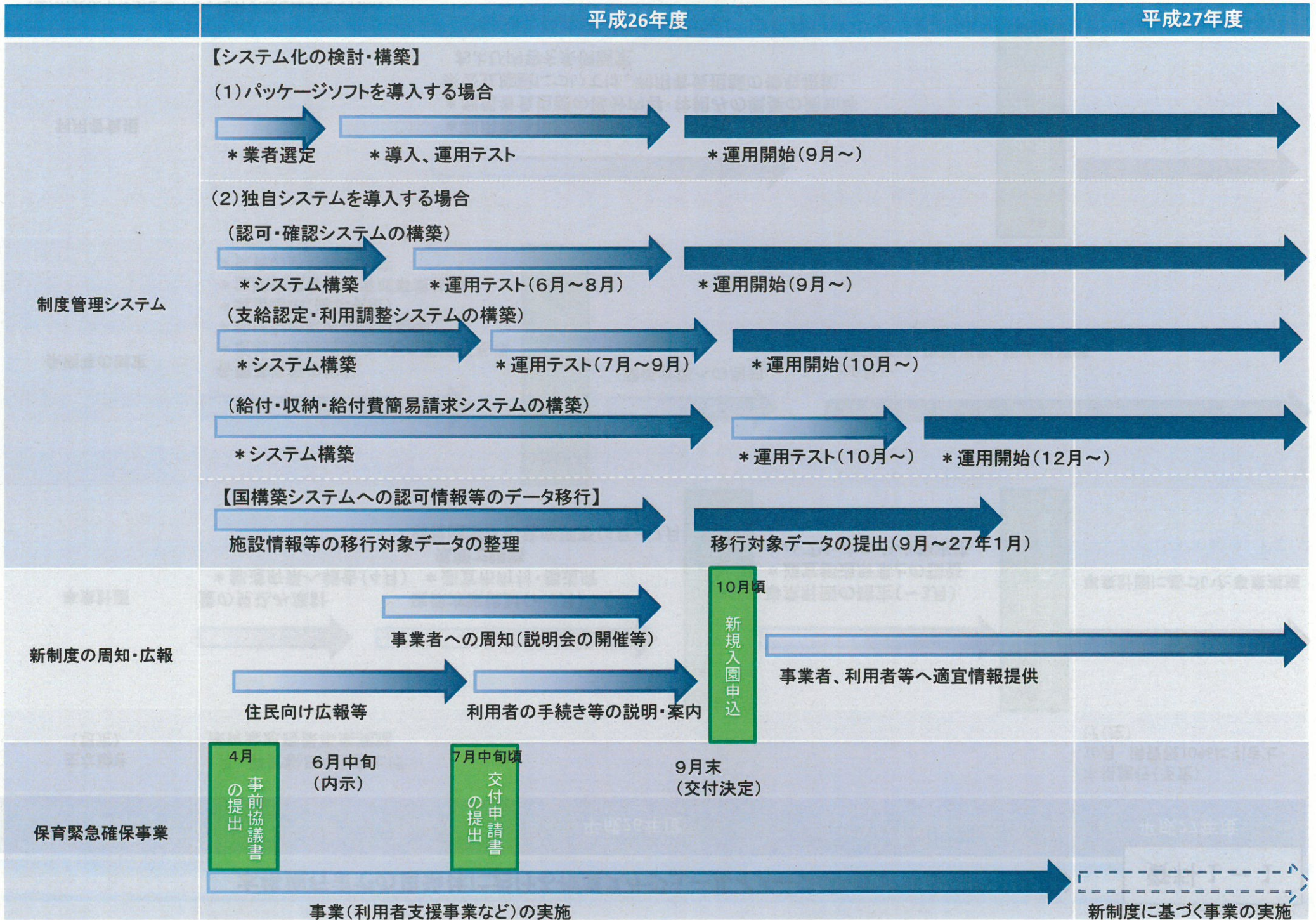
※6/18(水)県説明会において説明のあった主なポイントの
掲載ページのみを抜粋しています。

本格施行までの自治体における作業スケジュールイメージ(平成27年度施行を想定)

資料 1 - 1



(注) 消費税率の引き上げは、経済状況を踏まえて判断。



公定価格の仮単価について

平成26年6月4日

1. 子ども・子育て支援新制度の施行について

- 子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法の附則において、「消費税率が10%に引き上げられる日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する」とされている。
- 子ども・子育てをめぐるっては、教育・保育の質の維持・向上や深刻な待機児童問題をはじめ、様々な課題を抱えており、その解決が急務であることから、新制度のできるだけ早い施行が望まれている。
- このため、政府としては、これまで子ども・子育て支援法の想定する最も早い施行日である平成27年4月の施行を想定して、地方自治体や事業者等の関係者ととも、準備を進めてきた。
- 今般、公定価格の仮単価の提示や、各自治体において基準の条例案の上程を開始する6月議会を迎えるに当たり、関係者に安心して施行準備を進めていただくため、予定どおり27年4月に施行する方針の下、取り組むこととした。
- なお、消費税率10%への引上げの取扱いについては、最終的には経済状況等を総合的に勘案して適切に判断することとしており、この方針に変わりはない。

2. 公定価格の仮単価の位置付けについて

- 公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。
しかしながら、1. のとおり、地方自治体・事業者等の関係者が安心して準備を進め、新制度を円滑に実施するためには、12月の予算編成を待たず、できる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の仮単価を提示するものである。
- その上で、この公定価格の仮単価は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した（資料1-2）。
- 一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、平成27・28年度の単価は、それぞれ平成27・28年度の予算編成時に確定することとなる。（この場合、平成27・28年度の公定価格は、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映する前の水準と、今般お示しする仮単価の水準の間的水準となることが想定される。）
- また、新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。
0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組むものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実が図られることとなる。
- 今般、公定価格の仮単価をお示しすることにより、地方自治体、事業者等の関係者に新制度の準備を更に進めていただくこととし、今後準備を進めていく過程でいただく御意見等については、平成27年度予算の編成過程においてそれらを踏まえて調整を図り、平成27年度の公定価格を確定させていくこととしたい。

3. 公定価格の仮単価

(1) 公定価格の仮単価

今般提示する公定価格の仮単価は、「資料1-2 公定価格仮単価表」であり、3月末に提示した公定価格の骨格で示した地域区分別(7区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分別、年齢別、保育必要量別等に応じた「基本額」及び「各種加算額」の金額を具体的に記載したものである。

(2) 施設・事業に適用される仮単価の例示

この仮単価表に基づき、1つの施設・事業に着目して、当該施設・事業に適用される仮単価の全体像を例示した(次頁~13頁)。例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

〔施設・事業ごとの公定価格仮単価の例示に係る前提条件〕

- ・地域区分：その他の地域(人件費の地域差を反映した加算がない地域)
- ・定員区分：施設型給付については幼稚園・保育所・認定こども園の平均的な規模に該当する定員区分(下枠参照)

【定員区分】

- ・幼稚園：「151人~180人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・保育所：「81人~90人」(保育所の平均的な規模)
- ・認定こども園：教育標準時間認定(1号)部分は「106~120人」、保育認定(2号・3号)部分は「51人~60人」
(施設全体を180人程度(認定こども園の平均的な規模)とした上で、利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け)

地域型保育給付については各事業の平均的(中間的)な規模又は一般的に想定される規模に該当する定員区分(下枠参照)

【定員区分】

- ・家庭的保育・居宅訪問型保育：定員区分なし
- ・小規模保育：「6人~12人」(6~19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・事業所内保育：「6人~12人」(6~19人の中間的な規模:12人が該当)

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁から13頁に示したものは上記の前提による例示である。

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔180人〕】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）					
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 (※) (注1) ⑤	処遇改善等加算 ⑥		副園長・ 教頭設置 加算 ⑦	3歳児配 置改善加 算 ⑧	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 無し) ⑨	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 有り) ⑨'
その他 地域	151人から 180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	25,070 31,280	(31,280)	+ 230 (290) ×加算率 + 290 ×加算率	+ 550 + ×加算率	+ (注1) (6,210) (60 ×加算率) + 6,210 60 ×加算率	+ 43,500 + 430 ×加算率	+ 37,290 + 370 ×加算率

加算部分1（続き）					調整部分			
チーム 保育加配加 算 (注2) ⑩	処遇改善等 加算 ⑩	通園送迎 加算 ⑪	処遇改善等 加算 ⑪	給食実施加算 ⑫	処遇改善等 加算 ⑫	外部監査費加算 ⑬	年齢別配置基準 を下回る場合 ⑭	定員を恒常的に超 過する場合 ⑮
+ 2,070 +	20 ×加算率	+ 500 +	5 ×加算率	+ 190 × 週当たり 実施日数	+ 1 × 週当たり 実施日数 × 加算率	+ 3,110 ※3月分の単価に加算	- (2,070 + 20 × 加算率) × 人数	(⑤~⑭) × 91/100

加算部分2

主幹教諭等専任加算 ⑯	基本額 (108,530 +)	処遇改善等加算 1,080 × 加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数
子育て支援活動費加算 ⑰	基本額 (4,050 +)	処遇改善等加算 40 × 加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数
療育支援加算 ⑱	A 基本額 (36,570 +)	処遇改善等加算 360 × 加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B 基本額 (24,380 +)	処遇改善等加算 240 × 加算率)	
冷暖房費加算 ⑲	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	4 級 地 1,150 その他地域 110	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
学校関係者評価加算 ⑳	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算 ㉑	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉒	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉓	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算 ㉔	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉕	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ㉖	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)

(※) 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤2日分)を含む。

【保育所（保育認定（2号・3号）） [90人]】

赤字：質改善事項

基本部分（※1）						加算部分1（続く）												
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		保育標準時間認定		保育短時間認定		所長設置加算 ⑧	処遇改善等加算	3歳児配置改善加算						
				基本分単価 ⑥		基本分単価 ⑥		基本分単価 ⑥				基本分単価 ⑥		⑨	⑨			
				(注)	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)									
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	36,730	(42,890)	32,000	(38,160)	+	290	(350) × 加算率	250	(310) × 加算率	+	4,780	+	40 × 加算率	(注) (6,160)	(60 × 加算率)
			3歳児	42,890	(89,230)	38,160	(84,500)	+	350	(780) × 加算率	310	(740) × 加算率		6,160		60 × 加算率		
			1、2歳児	89,230	(150,820)	84,500	(146,090)	+	780	(1,390) × 加算率	740	(1,350) × 加算率						
			乳児	150,820		146,090		+	1,390	× 加算率	1,350	× 加算率						

加算部分1（続き）						調整部分						
休日保育加算 ⑩	処遇改善等加算	夜間保育加算 ⑪	減価償却費加算 ⑫	賃借料加算 ⑬	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯					
$\frac{\text{休日保育の年間延べ利用子ども数} \sim 209人}{216,500} + \frac{\text{休日保育の年間延べ利用子ども数} \sim 209人}{2,160} \times \text{加算率}$	+	$\frac{\text{各月初日の利用子ども数}}{10,980 + 9,340} + \frac{40}{(9,340)} \times \text{加算率}$	+	$A \text{ 地域 } 2,300$ $B \text{ 地域 } 2,200$ $C \text{ 地域 } 2,100$ $D \text{ 地域 } 2,000$ ※標準地域単価	+	$a \text{ 地域 } 2,300$ $b \text{ 地域 } 2,200$ $c \text{ 地域 } 2,100$ $d \text{ 地域 } 2,000$ ※標準地域単価	+	$\frac{(\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧})}{10/100}$	+	$\frac{(\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑨} + \text{⑩})}{9/100}$	+	$\frac{(\text{⑥} \sim \text{⑯})}{91/100}$

加算部分2	主任保育士専任加算 (※2) ⑰	基本額 (248,150 +)	処遇改善等加算 (2,480 × 加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
	療育支援加算 ⑱	A	基本額 (49,870 +)	処遇改善等加算 (490 × 加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算	
		B	基本額 (33,250 +)	処遇改善等加算 (330 × 加算率)	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	
	事務職員雇上費加算 ⑲	基本額 (46,100 +)	処遇改善等加算 (460 × 加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
	冷暖房費加算 ⑳	1級地	1,650	4級地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地	1,480	その他地域	110	
		3級地	1,460			
	除雪費加算 ㉑		5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算		
	降灰除去費加算 ㉒		146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算		
	入所児童処遇特別加算 ㉓	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
800時間以上 1200時間未満		760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数				
1200時間以上		1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数				
施設機能強化推進費加算 ㉔		150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算			
小学校接続加算 ㉕		96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算			
栄養管理加算 ㉖		120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算			
第三者評価受審加算 ㉗		150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算			

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (※1) 質の改善事項における研修代替要員費(非常勤年2日分)を含む。
 (※2) 質の改善事項における子育て支援活動費を含む。

平成26年6月4日

私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査の実施について

1. 調査の趣旨

- ・現時点における公定価格仮単価等の限られた情報の中ではあるが、国、都道府県及び市町村における新制度実施の準備、事業計画の策定、国の概算要求、予算案の策定等に資するため、私立幼稚園の新制度への移行の見込み等を把握する。
- ・なお、本調査の質問項目、スケジュールについては、主として国の概算要求の実施のため最低限必要なものとして実施するものであり、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて別途意向調査を行うことを妨げるものではない。
- ・また、平成27年度施行に当たったの施設型給付の対象施設の確認（みなし確認を含む。）又は確認を受けない旨の別段の申出については、各市町村において、別途改めて秋頃をめどに手続の案内を行った上で対象施設の方針を確認することを想定している。したがって、設置者は今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではない。

2. 調査の実施主体

- ・都道府県及び市町村※
- ※ 私立幼稚園について、子ども・子育て支援法に基づきみなし確認又は別段の申出に関する事務を行うこととなる市町村（政令指定都市及び中核市を含む）

3. 調査の対象

- ・私立幼稚園（認定こども園を構成しているものを含む。）の設置者
- ・調査への回答の単位は施設ごと

4. 調査の項目

- ・国からモデル質問票を提示
（主な質問事項）
 - ① 現在の施設の利用状況（広域利用の状況を含む。）
 - ② 新制度への移行見込み・移行する場合の施設の種類（認定こども園への移行を含む。）・移行予定年度
 - ③ 一時預かり事業（幼稚園型）・小規模保育事業等の実施希望 等
- ・都道府県又所在市町村において独自の質問を追加することは可

5. 調査の実施方法

- ・都道府県（新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局）と所在市町村（新制度担当部局）が連名にて調査を実施することを基本とすること（都道府県と所在市町村で十

分調整の上、これと異なる方法も可とする。)

- ・都道府県及び所在市町村で独自の追加質問がある場合、両者で相談の上、項目を追加すること。また、追加方法としては、モデル質問票に質問を追加して送付する、又はモデル質問票とは別に追加質問を送付することが考えられるが、独自の質問に対する回答は、国に提出する集計表には加えないこと。
- ・同一設置者が複数の施設を設置している場合も含め、回答は施設ごとに所在市町村に提出すること。
- ・所在市町村は域内の全施設の回答を集計表にとりまとめて都道府県に提出すること。
- ・都道府県は域内の全市町村の集計表をとりまとめて国に提出すること。

6. スケジュール

- 6月4日 モデル質問票を国から都道府県、政令市、中核市に配付
- 6月11日まで 追加質問がある場合も含め、都道府県及び所在市町村の連名で、正式の調査依頼を送付
- ※調査依頼文の参考例を後日提供予定
- 7月11日まで 各設置者が所在市町村に回答を提出
- 7月18日まで 各所在市町村が回答を集計表(市町村単位)にとりまとめて都道府県に提出

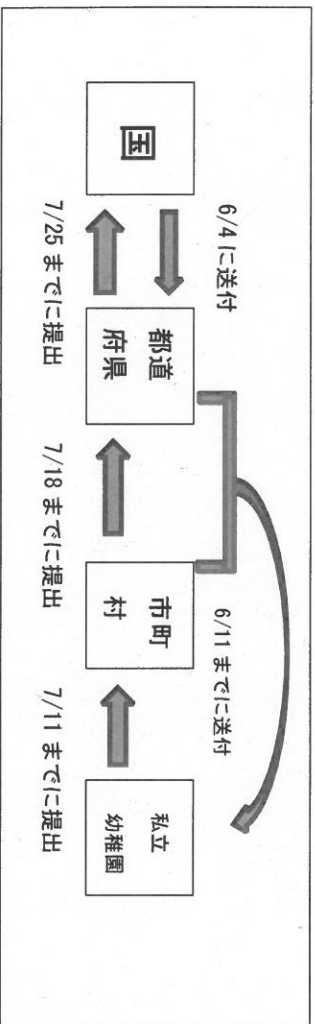
7月25日まで 各都道府県が回答を集計表(都道府県単位)にとりまとめて国に提出

※集計表の参考例を後日提供予定

7. 留意事項

- (1) 各都道府県及び所在市町村においては、本調査の実施に当たり、4月10日付け事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」に従って、相談・支援に関する担当窓口をあらかじめ設置し、域内の私立幼稚園設置者に案内すること。
 - (2) 各都道府県は、本調査の実施に当たり、私立幼稚園に係る認可や利用状況等、私学助成の仕組み(要綱等)、助成状況等を所在市町村に提供するなど、私立幼稚園に係る情報共有に努めること。なお、平成27年度以降の私学助成や一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価見込みは現時点で提示できていないことから、各設置者においては、直近年度における各都道府県の私学助成の補助額を参考に検討願いたいこと。
 - (3) 各都道府県、政令指定都市、中核市においては、各設置者における検討時間を十分確保する観点から、モデル質問票を速やかに周知するとともに、できるだけ早期に設置者向け説明会を開催するなど、速やかな情報提供に努めること。
- また、所在市町村の担当窓口において、本調査に関する相談・質問も含め、設置者からの照会等に適切に対応する体制確保に配慮願いたいこと。

- (4) 本調査により所在市町村に居住する者以外の利用（広域利用）の状況を把握した所在市町村においては、利用者の居住地市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。当該広域利用の状況は都道府県とも共有を図り、必要に応じて、都道府県が広域調査を行うこと。
- (5) 回答は所在市町村に対して提出することを基本とするが、特別な事情がある場合は、所在市町村と都道府県で十分調整の上、設置者が都道府県に直接回答を提出する方法も可とする。その場合は、都道府県から当該市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。
- (6) 仮単価提示後の設置者の意向について、国から示すモデル質問票に記載の情報を最低限盛り込んだ調査を行って頂くことが基本であるが、都道府県、所在市町村において同様の調査を既に行っており、この機会に改めて調査を行うことが難しいなどの特別の事情がある場合は、既存の調査結果の中から該当する項目をとりまとめた上で提出することも可とする。



調査の流れ

林業の過程



伐採の過程は、伐採、運搬、製材、積荷、貯蔵、伐り出しの順に進みます。この過程で、木材は伐採された後、山から運ばれ、製材場で製材されます。製材された木材は、積荷場で積み上げられ、貯蔵されます。貯蔵された木材は、伐り出し場から伐り出され、再び山に植えられることで、森林の再生が図られます。

伐採の過程には、伐採機、運搬機、製材機、積荷機、貯蔵機、伐り出し機などの機械が用いられます。また、伐採現場では、伐採計画に基づいて伐採が行われ、伐採後の森林の管理も重要です。

伐採の過程は、木材の生産に不可欠なものであり、森林の持続可能な利用を確保するために、伐採計画の策定と実施が重要です。

作業内容			実施時期	
分類	事項	内容	根拠等	
各種基準関係等	④地域型保育事業認可基準 条例	条例案を作成して、議会へ上程・制定する。(必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見聴取、パブコメ実施)	条例	～9月
		制定した条例を事業者等へ周知する。		9月～
	⑤施設・地域型保育事業の運営 基準(確認制度)条例	条例案を作成して、議会へ上程・制定する。(必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見聴取、パブコメ実施)	条例	～9月
		制定した条例を事業者等へ周知する。		9月～
	⑥放課後児童健全育成事業 基準条例	条例案を作成して、議会へ上程・制定する。(必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見聴取、パブコメ実施)	条例	～9月
		制定した条例を事業者等へ周知する。		9月～
	⑦保育の必要性の認定基準	48～64時間の範囲で市町村が定める下限時間を検討、規則等で定める。 (最大で10年間の経過措置期間あり)	規則等	～9月(できる限り速やかに)
		必要に応じ、上記について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴いて、「その他市町村が定める事由」について検討し、必要があれば規則等で定める。	規則等	～9月
	⑧利用調整(優先利用)の運用 方針	国の子ども・子育て会議で示された項目をもとに、優先利用の項目について検討を行う。		～9月
		利用調整にあたっての優先度その他のルールを定める。(ガイドラインや内規等で定める)。また、必要に応じ、他市町村との広域利用についての調整を行う。		～9月
利用者の保育の利用希望、施設の利用状況等に基づき、利用調整を行い、利用可能な施設・事業のあっせん、要請を行う。			10月～	
⑨公立施設に関する条例改正	現行の公立施設に関する設置条例等の改正の必要について検討を行い、必要に応じて条例(及び規則、要綱等)改正する。	条例等	適宜	

※ 地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、将来事業者の参入があった場合に備え必ず条例化をしておく必要がある。
(法令上も条例制定は義務)

※ 放課後児童健全育成事業基準の条例制定に当たっては、個々の放課後児童クラブすべてに小学校6年生までの受け入れ義務を課すものではないが、児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、条例において利用対象を小学校3年生までに制限することは適当ではない。

※ 保育の必要性の認定基準は、子ども・子育て支援法施行規則において具体的に規定されるものであり、必ずしも市町村において条例化する必要はない。

* 本表の記載は、調査対象者の回答を基に、調査機関が作成したものである。調査対象者が本表に記載した内容に異議を唱える場合は、調査機関に連絡を依頼する。

* 調査対象者のプライバシーを保護するため、本表には個人情報が記載されていない。

* 本表の記載内容は、調査対象者の回答を基に、調査機関が作成したものである。調査対象者が本表に記載した内容に異議を唱える場合は、調査機関に連絡を依頼する。

(注) 本表は、調査対象者の回答を基に、調査機関が作成したものである。

* 本表の記載内容は、調査対象者の回答を基に、調査機関が作成したものである。調査対象者が本表に記載した内容に異議を唱える場合は、調査機関に連絡を依頼する。

調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考
調査項目	調査対象者	調査結果	備考

利用者負担について

平成26年6月4日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示ししたイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

利用者負担に関するFAQ

【公立施設の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ】

質問	回答
<p>公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しないが、条例で定めることが必要か。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要か。</p> <p>また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのか。</p>	<p>公立施設の利用者負担の徴収については、条例において定めていただくことが必要ですが、利用者負担の具体的な額については、必ずしも条例で定める必要はなく、自治体の判断により規則等において定めることも可能である。</p> <p>また、利用者負担は、公の施設の使用料に該当し、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理される。</p>

【園児募集時の利用者負担額の取扱いについて】

質問	回答
<p>園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していないが、どのように募集を行えば良いのか。</p>	<p>利用者負担額(保育料)の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものであるが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示したところであり、これを踏まえ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただきたい。</p>

【公立幼稚園の利用者負担額について】

質問	回答
<p>新制度における公立幼稚園に係る利用者負担額は、私立幼稚園と同じになるのでしょうか。</p>	<p>施設型給付における国の定める利用者負担の基準は、国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ私立施設について設定するもの。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設のための公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していない。</p> <p>公立幼稚園の利用者負担額の具体的な設定については、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、設置者かつ財源負担者である市町村において判断すべきものとする。</p> <p>なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談していく。</p>

【私立幼稚園の利用者負担額について】²⁰

質問

私立幼稚園の利用者負担額はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

回答

5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示しましたが、具体的には、新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均と就園奨励事業の国の補助基準を踏まえ、補助を受けた後の「実質負担額」をベースに設定することとしており、全国を平均すると、現行と比べて利用者負担が重くなることは、基本的にはないものと考えます。

国基準は最終的には平成27年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実質負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。

現在、私立幼稚園の保育料等は各園の判断で様々な名称の納付金が徴収されておりますが、教育の質の向上を図るため必要な範囲内で、利用者負担の国基準額(月額25,700円、年額308,400円)を超えて費用徴収を行う「上乗せ徴収」への移行が考えられます。

逆に、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。

【幼稚園の入園料等の取扱いについて】

質問	回答
<p>幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。</p>	<p>入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが、基本となります。</p> <p>また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度として国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている部分については、「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。</p> <p>上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。</p> <p>新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収をすべて「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目を設定することが必要と考えられます。</p> <p>なお、上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。</p>

【国基準を踏まえた市町村における利用者負担額の設定】

質問	回答
<p>3号の保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の保育料は、国基準では、施設・事業の種類を問わず同一の水準とされているが、国が定める基準額の範囲内であれば、保育所と小規模保育等の地域型保育事業の利用者負担額に差を設けてもよいか。</p> <p>保育短時間認定の利用者負担額は、保育標準時間認定の利用者負担額の▲1.7%以上に設定する必要があるか。国が定める基準の範囲内であれば保育標準時間認定の利用者負担額の▲1.7%未満、場合によっては同額としてもよいか。</p>	<p>利用者負担額は、国が定める基準額を上限として市町村が定めるものであり、その範囲内であれば、いずれについても、最終的には市町村の判断となる。</p>

「保育緊急確保事業」について

事業内容等

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

【実施主体】

市町村(特別区含む)

※特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円 《国 1,043億円 地方 1,264億円》

施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等 — 「待機児童解消加速化プラン」関係経費 —

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業(保育所型)
- ⑦ 認定こども園事業(幼稚園型)
- ⑧ 保育士等処遇改善臨時特例事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ⑪ 民有地マッチング事業

【※補助率 1/2】

(注)「⑧保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3/4。

地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

- ① 放課後児童クラブの充実
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【※補助率 1/3】

資料6

※産業競争力会議課題別会合(第4回)(平成26年5月28日)資料3

「女性が輝く日本」の実現に向けて (抜 粋)

平成26年5月28日

厚生労働大臣 田村 憲久

「子育て支援員（仮称）」^(※)の創設について（案）

(※)愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

更に意欲のある方は、
保育士、家庭的保育者（保育ママ）
放課後児童支援員に！

研修など

「子育て支援員（仮称）」

小規模保育

保育従事者

家庭的保育

家庭的保育補助者

一時預かり

保育従事者

事業所内保育^(※)

保育従事者

放課後児童
クラブ

補助員

ファミリー・サ
ポート・センター

提供会員

利用者支援事業

専任職員

地域子育て
支援拠点

専任職員

乳児院
児童養護施設

補助的職員

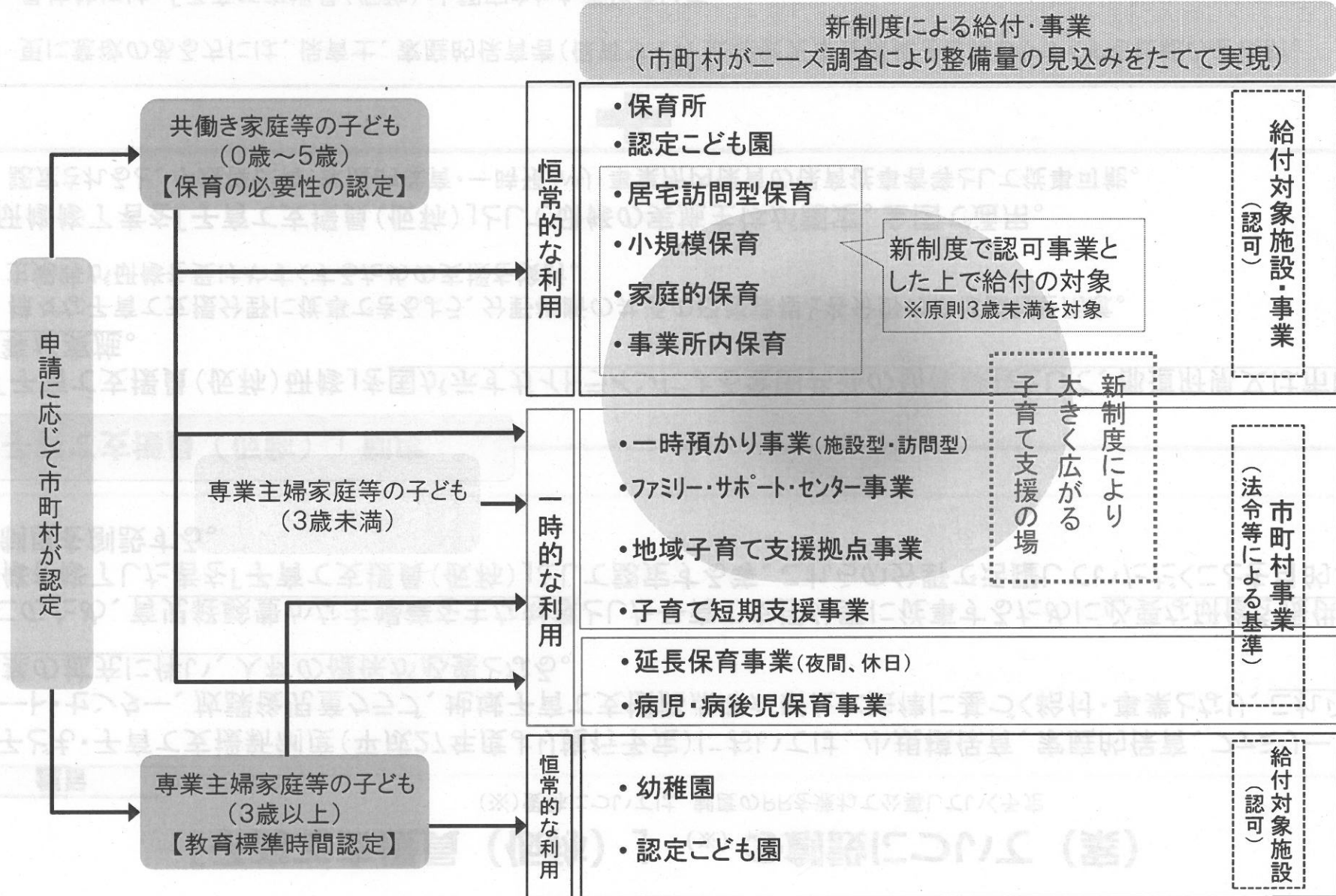
子育てが一段落した専業主婦等

子育て支援員（仮称）研修

(※)定員19名以下のものに限る。

子ども・子育て支援新制度による子育て支援の場の広がり

○ 子ども・子育て支援新制度により、すべての小学校就学前の子どもを対象とする保育や子育て支援の場が広がる。



「子育て支援員（仮称）」^(※)の創設について（案）

(※)愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となる。
- このため、育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定する等、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度を創設する。

「子育て支援員（仮称）」制度

- 「子育て支援員（仮称）研修」を国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施。
 - 様々な子育て支援分野に従事できるよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修課程を用意。
 - 主婦等が研修を受けやすくするための支援を検討。
- 研修修了者を「子育て支援員（仮称）」として研修の実施主体が認定。全国で通用。
 - 認定されると、小規模保育・家庭的保育・一時預かり・事業所内保育の保育従事者等として従事可能。

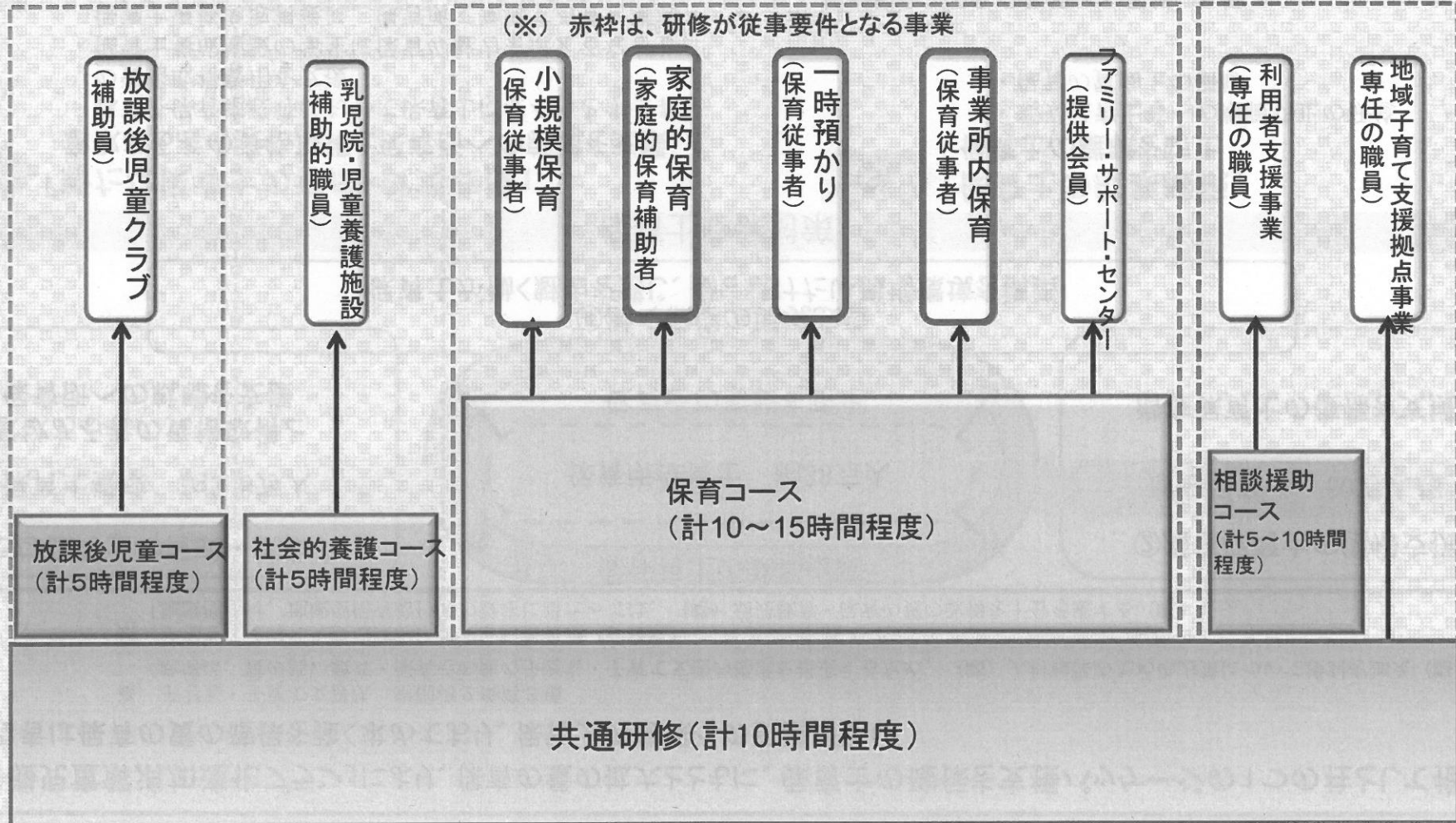


- 更に意欲のある方には、保育士、家庭的保育者（保育ママ）、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みを検討。
- 具体的には、「子育て支援員（仮称）」と認定された者について、
 - ・保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントする
 - ・保育ママ・放課後児童支援員として従事するために必要な研修の一部を免除する等を今後検討。

「子育て支援員（仮称）」の創設について（研修体系イメージ）

研修体系のイメージ

※具体的な研修時間・カリキュラムは、今後検討会等で有識者の意見を踏まえ策定する。



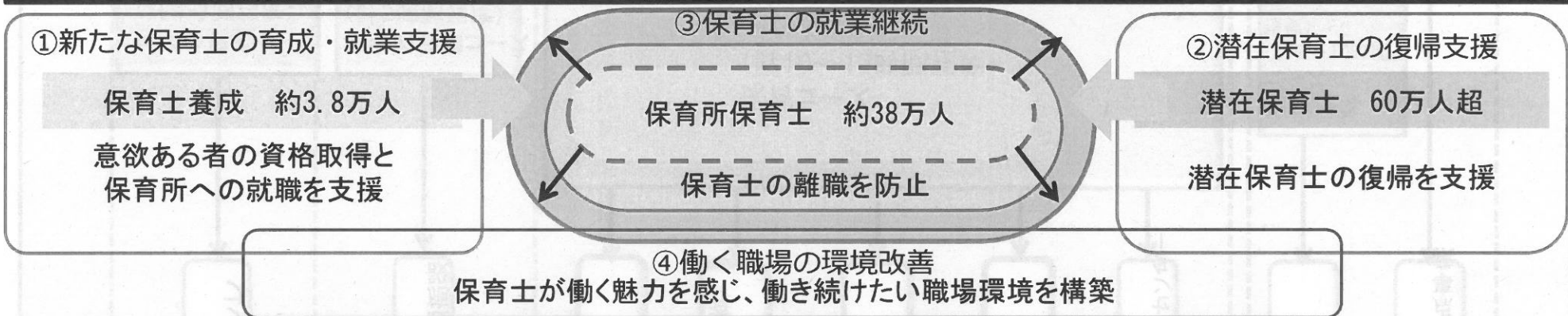
※主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない。

保育士確保に当たっての取組について

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量の拡大とともに、保育士の確保を支援パッケージの1つの柱として推進
- 保護者は保育の質の確保を強く求めており、保育士の確保への要請が強い

※ 子ども・子育て支援法 附則第2条第3項
 「政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、(略)人材確保のための方策について検討を加え(略)」

※ 子ども・子育て支援法案等に対する附帯決議(参議院)
 「施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、(略)幼児教育・保育の質の改善を十分考慮する(略)」



保育士確保対策

① 「新たな保育士の育成・就業支援」

意欲ある者の資格取得と保育所への就職を支援

- ・認可外保育施設等において保育士になろうとする者の資格取得費用を支援
- ・保育士養成施設の学生に保育の魅力伝えるなどし、保育士資格を取得後に、保育所で勤務する者を増加

② 「潜在保育士の復帰支援」

60万人超いる潜在保育士の復帰を支援

- ・保育士・保育所支援センターやハローワークによる就職相談等
- ・ブランクによる不安を解消するため、復帰前の実技研修

③ 「保育士の就業継続」

保育士の離職を防止

- ・新人保育士等への離職防止の研修
- ・保育の質向上の研修

④ 「働く職場の環境改善」

保育士が働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境を構築

- ・雇用管理の改善のための研修
- ・処遇改善

「保育士確保プラン」策定

子ども・子育て支援新制度における自治体の計画を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」の推進に必要な保育士を確保

保育士確保プランの策定

【平成26年秋】

【平成26年末】

